

第 16 回新居浜市別子山地域審議会会議録

○日 時 平成 24 年 2 月 23 日 (木) 18:30～19:15

○場 所 新居浜市別子山支所 会議室 (1 階)

○出席者 地域審議会委員：福田正広委員、和田輝世伸委員、筒井衛委員、
近藤イクヨ委員、近藤利枝委員

行 政 側：石川副市長、田中企画部長、佐々木経済部長、寺村企画部
総括次長、原総合政策課課長、
曾我部総合政策課副課長、
松原総合政策課企画統計係長、
田邊経済部次長、鴻上運輸観光課課長

事 務 局：戸張別子山支所長、鈴木副所長、十亀係長、和田係長、
和田主査、近藤主査

(傍聴者) : 5 人

1. 開会

【福田会長】

皆さん、こんばんは。

本日は、「第 16 回新居浜市別子山地域審議会」の開催にあたり、地域審議会委員の皆様、並びに行政の皆様には、お仕事帰りで、お疲れのところ多数の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、行政の皆様方には、日頃より、別子山地域の振興・発展並びに地域福祉の向上に、格段の御高配と御尽力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいまから、第 16 回新居浜市別子山地域審議会を開催いたしますが、初めての方もいらっしゃるようでございますので、委員さんから自己紹介を始めてしたいと思います。

(各自自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、市役所の皆さんにお願いいたします。

(各自自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、本日、新居浜市から御出席を頂いております皆様方を代表いたしまして、副市長石川様から御挨拶をお願いいたしたいと存じます。

2. 挨拶

【石川副市長】

本日は大変お忙しくお疲れの中、第16回別子山地域審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、平素より市政全般にわたりまして御支援、御協力をいただきましておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、このたびの(有)悠楽技職員による不法投棄問題につきましては、委員の皆様を始め別子山地域の住民の方々に大変な御迷惑、御心配をお掛けいたしましたことを、お詫び申し上げます。

この問題につきましては、この会議の中で、今までの経過と今後の改善策等を御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、市では、2月27日から3月23日まで定例市議会が開催され、本会議におきまして、平成24年度当初予算等について御審議をいただくこととなっております。

例年でございますと、議会終了後にこの地域審議会を開催いたしておりますところではございますが、本日は、少し早い開催となりますが、平成24年度の予算案、各種事業の進捗状況等について御報告をさせていただきます、ごみ問題の御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福田会長】

ありがとうございました。

本日の出席委員は5名でございます。従いまして、過半数以上の出席があり、「地域審議会を設置することに関する協議」第7条第3項の規程によりまして、本日の会議は、成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本日の会議の議事録署名人は、筒井委員さん、近藤利枝委員さんをお願いいたします。

次に、本日の議題でございますが、新市建設計画及び別子山関連分に係る「平成24年度予算状況について」及び「別子山地区の不法投棄問題について」「その他」となっております。

皆様方からの積極的かつ建設的な御意見が出され、本日の会議が、より実り多いものと

なりますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、第1番目の議題について、御説明をお願いいたします。

3・報告

1. 新市建設計画及び別子山関連分に係る「平成24年度予算状況について」

【曾我部総合政策課副課長】

皆様こんばんは、総合政策課の曾我部でございます。よろしくお願ひいたします。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

それでは、平成24年度の予算状況について御説明いたします。

平成24年度予算につきましては、副市長の方からご挨拶がございましたが、2月27日から開催される市議会におきまして審議され、議決をいただいた後に決定となりますので、現段階では案という形になります。御了解いただきたいと存じます。

それでは説明に入ります。お手元の『資料1 別子山事業（経常経費）一覧平成（24年度）』、『資料2 別子山事業（施策）一覧（平成24年度）』をご覧くださいと思います。

これは、平成24年度の別子山に関する当初予算をまとめたものでございます。『資料1』は、人件費や建物の管理費のように、毎年決まった支出が必要な経常経費予算一覧で、『資料2』が政策を実施することに伴って必要になる経費でございます。

『資料1』でございますが、平成24年度経常経費の別子山分といたしまして、別子山地区分の総額が2億6,553万4千円でございます。これを賄う経費といたしましては、新居浜市の一般財源の持ち出し分でございます。

25 ゆらぎの森管理運営費につきましては、平成23年度より過疎債を活用しております。

次に『資料2』施策費の予算総額は、2億9,361万円となっております。賄う経費といたしまして、県支出金が644万4千円、過疎債が1億9,620万円、別子山振興基金が3,617万円、使用料等のその他の財源が、227万7千円、新居浜市の持ち出し分として5,251万9千円となっております。

事業内容につきましては、それぞれ概略の説明が表中にございますが、『資料2』に基づきまして主な事業について、簡単に御説明いたします。

3 別子山診療所管理費

福祉センター内に別子山診療所を開設したことによる、主に、新居浜市医師会への運営補助に伴う経費でございます。

7 別子山地区林道等開設事業

別子山林道開設としては、保土野線開設事業、太田尾大湯線開設事業、豊後線開設事業、床鍋線開設事業の4路線ですが、平成24年度は、保土野線開設工事を実施いたします。予算額は、1千万円で全額過疎債を充当いたします。

8 別子山地域バス運行費

本事業は、別子山地域住民の利便性及び交通手段の確保を図るため、別子山地区と市街地を結ぶ地域バスの運行でございます。平成18年度から新居浜市街地方面へ、さらに、平成22年5月から新たに四国中央市方面へ運行しております。

予算額は、2,295万3千円で、過疎債1,010万円、別子山振興基金1,117万円、バス料金168万3千円を充当予定でございます。

10 別子山地区飲料水供給施設整備事業

以前より御説明をいたしております通り、新たに飲料水供給施設の整備を行うため、平成22年度に、瓜生野、小美野・肉淵、成の3か所の地質調査と実施設計を行いました。

その結果を受け、平成23年度は、実施設計を行いました3か所の施設整備を実施いたしておりますが、平成23年度の工事につきましては、平成24年度に繰越となる見込みでございます。

平成24年度は、筏津、床鍋の2地区の施設整備を行う予定です。予算額につきましては、1億3,570万円で、過疎債を1億1,070万円、振興基金を2,500万円を充当する予定でございます。

18 別子山太鼓の森整備事業

平成24年度新規の事業でございます。別子山地域の市有林で、オーナー制による太鼓台のかき棒を生産いたします。市有林の有効活用と市民と森との触れ合いを創出し、森の魅力の再認識と、交流人口の増大を期待するものでございます。平成24年度に募集を開始し、30年間育成した後、伐採し、新居浜太鼓台のかき棒として活用する予定でございます。

予算額は、60万6千円です。

19 別子山地区観光推進費

平成24年度新規事業でございます。別子山地域が一目で分かり、広く観光宣伝時に利用が可能で、観光客や来訪者が必要としている情報を提供するため、別子山の総合的なPR冊子を作成し、広く観光宣伝を行うものです。

平成24年度予算額が120万円で、3,000部の印刷予定でございます。

20 別子山地区市道整備事業

蔭地線及び大野線の 2 路線について、引き続き整備を行っていくものです。この 2 路線は、生活道路として、また県道のバイパス機能を持つ市道として整備をしております。両路線とも、引き続き緊急性の高い箇所から順次整備してまいります。

予算額は、3,490 万円で、すべて過疎債を充当する予定でございます。

21 橋りょう維持修繕事業

別子山地域の既存橋りょうについて延命化を図り、道路網の安全性を確保するため、別子山地域の橋りょうの補修を計画的に実施します。平成 23 年度から新規事業として実施しており、平成 24 年度は、別子橋の補修工事をいたします。

予算額は、2,250 万円で、過疎債を充当する予定でございます。

24 消防分団詰所整備事業

平成 24 年度の新規事業でございます。別子山消防分団につきましては、肉淵の詰所、瀬場の車庫、成の車庫を廃止し、新たに保土野に詰所を建設し、弟地と保土野の 2 箇所を消防分団といたします。平成 24 年度に実施設計を行い、平成 25 年度から建設予定となっております。

28 新しい公共支援事業

平成 24 年度新規事業でございます。平成 24 年度の愛媛県地域課題解決活動創出支援事業として採択された事業で、別子校区連合自治会と市が協働して、別子山地域の諸課題に当たる仕組みを立ち上げていくものでございます。

予算額は 140 万円で、全て県の補助を充当するものでございます。

以上が資料 2 に基づきまして御説明をいたしました、施策費のあらましでございます。

次に『資料 3 新市建設計画掲載の別子山地区関連事業』をご覧ください。

新市建設計画の最終年度が平成 25 年度でございますが、掲載された事業につきましては、資料 3 の通り実施してまいりました。

平成 24 年に実施いたしますものは、「4 近代化産業遺産保存活用事業」、「6 緊急通報体制整備事業」、「7 生き生きデイサービス委託事業」、「8 別子山診療所運営補助・維持管理費」、「11 地籍調査事業」、「12 林道保土野線開設事業」、「18 別子山地域バス運行費」、「22 地球温暖化防止森林環境保全整備事業」、「23 別子山飲料水供給施設整備事業」、「25・26 別子山地区林道整備事業（蔭地線）」、「27 県営事業負担金（道路整備、都市計画街路）」、「31 消防団詰所整備事業」の合計 13 事業でございます。

事業内容につきましては、先程御説明いたしましたものと重複するものもございまして、省略させていただきますが、担当課と連携しながら着実に実施してまいりたいと存じます。

以上で、平成 24 年度予算状況についての説明を終わります。

4.審議

【福田会長】

ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容について何か御質問はございませんか。

【福田会長】

特にないようですが、資料 2 の別子山地区飲料水供給施設整備事業での、事業内容の電力供給工事費負担金が 2 万 5 千円とあるのですが、単位が違っているのでは。

【曾我部副課長】

申し訳ございません。2,500 万円の間違いでございます。

【福田会長】

特に御質問がないようですので、議題の 2 番目別子山地区の不法投棄問題についての説明に移りたいと思います。

2. 別子山地区の不法投棄問題について

【佐々木経済部長】

経済部の佐々木でございます。

別子山地区の不法投棄問題についての資料をご覧ください。

1 別子山地区不法投棄・ごみ処理問題に関する経過、2 (有) 悠楽技の問題点と対応状況、3 (有) 別子木材センターの問題点と対応状況、4 別子山地区焼却炉調査結果表についてご説明させていただきます。

1 別子山地区不法投棄・ごみ処理問題に関する経過

平成 23 年 11 月 20 日に、市へ不法投棄の通報がありました。2 日後に、私と田邊と鴻上が、関係者に事情聴取をいたしました。そこで確認できましたことは、平成 23 年 6 月に筏津山荘の不用物、テレビ 3 台、蛍光灯 10 本、酒ケース 3 等をゆらぎ駐車場奥に投棄したということでございます。

平成 23 年 7 月には、ゆらぎの森椎茸事務所内の不用物、鉄パイプ棚、食器収納プラケース、プラ製のぼり支柱等、約軽トラ 1 車分を、同じくゆらぎの森駐車場に投棄したということでございます。

また、平成 23 年 9 月には、筏津山荘の焼却灰を住友林業株式会社所有地へ軽トラ 6 台分投棄したということでございます。

私の指示で、平成 23 年 11 月 23 日から 11 月 25 日の 3 日間におきまして、投棄物の撤去作業を（有）悠楽技の社員に命じました。

そのことから以降、12 月 17 日には、（有）悠楽技の事業課長から始末書の提出があり、12 月 28 日には、（有）悠楽技の事業課長の訓戒処分をいたしました。

また、同日 12 月 28 日に、（有）悠楽技の取締役の退任届けが提出され、平成 24 年 1 月 1 日付けで元取締役を解任し、臨時職員として雇用いたしました。

1 月 24 日には、こういった不祥事に対しますコンプライアンス向上と経営的なものも含めまして、社員説明会を社長自らゆらぎの森において開催をしたところでございます。

1 月 28 日には、愛媛県四国中央警察署による現場確認があり、（有）悠楽技事業課長が事情聴取を受けております。

1 月 30 日には、西条保健所環境保全課と、廃棄物投棄箇所、筏津山荘及びゆらぎの森の現地調査を行っております。

1 月 31 日には、四国中央警察署から投棄現場を保全するよう市に連絡があり、撤去するときには警察との事前協議が必要となりました。

2 月 6 日には、（有）別子木材センターに対しまして、焼却炉の使用中止、市から適正な焼却炉の改良、適正な手続きを行うよう指導いたしました。

平成 24 年 2 月 7 日には、記者会見を行い、平成 23 年 11 月 20 日に市へ不法投棄の通報がありましたが、昨年の 10 月 28 日にゆらぎの森臨時駐車場奥に大型ごみが投棄されている現場を市職員が確認していたことが明らかになり、訂正を行いました。

2 月 9 日には、改めまして四国中央市警察署の現場検証があり、椎茸園に回収し保管しておりました投棄物のうち、（有）悠楽技が投棄したものを選別、焼却灰現場確認、（有）悠楽技の元取締役の事情聴取を受けております。

2月13日には、(有)別子木材センターが西条保健所から焼却炉の調査指導を受けました。また、(有)悠楽技不法投棄焼却灰及び(有)別子木材センター敷地内の焼却灰の検体を採取し、ダイオキシン類と重金属8項目について民間分析機関に委託いたしました。

2月14日には、庁内に別子山地区不法投棄・ごみ処理問題調査対策委員会を設置し、この問題の処理にあたりまして情報収集、事実確認等を行っております。

2月20日には、これまで分かったことにつきまして、定例記者会見の中で経過報告をいたしました。

2月22日、この資料には記載されておきませんが、(有)悠楽技焼却灰現場付近の河川水及び(有)別子木材センター下流域の河川水の検体を採取し、環境基準35項目及びダイオキシン類について、民間分析機関に委託いたしました。

結果等につきましては、ダイオキシン等の検査にかなりの日数がかかりますことから、1ヶ月ほど先になるかと思われます。結果が出ました時には、御報告をさせていただきたいと思っております。

また、明日は、(有)悠楽技は臨時株主総会を開き、(有)別子木材センターは取締役会を開き、この問題等、経営の中身等について説明をし、今後の両第三セクターのあり方等について説明してまいりたいと思ひます。

次のページをお開き下さい。

2ページ目と3ページ目は、(有)悠楽技と(有)別子木材センターそれぞれの問題点と2月22日現在の対応済み事項及び状況と今後の対応について整理をさせていただいております。

2 (有) 悠楽技の問題点と対応状況

(有)悠楽技につきましては、特に2つの問題があり、焼却灰の投棄と大型ごみの投棄があります。

まず焼却灰の投棄につきまして、焼却炉を使用禁止とし、使用禁止表示のほか、施錠、番線等で封印をしております。今後の対応につきましては、他の焼却炉もございますが、撤去を検討していくということでございます。

焼却灰につきましては、先程御説明させていただきましたように、住友林業所有地に投棄されていた訳ですが、今後、管理型処分場での処理を予定しておりますが、処分場での受け入れが可能か判定するために、2月13日にオオノ開発が、投棄現場で焼却灰の検体を採取し、分析を行っていただいております。その分析結果は3月上旬と聞いております。また、今後の対応といたしまして、分析結果に基づき、適正な処理方法を行っていきたい

と思っております。また、撤去時期につきましては、四国中央市警察署からの現場保全が解除され、気象条件が解消され次第早急に実施してまいりたいと思っております。

自然環境の影響につきましては、2月22日に河川水を採取し、水質検査を行うということにしております。

また、焼却炉付近の焼却灰が残っている問題につきましては、土壌検査を実施する予定にいたしております。

大型ごみ等の投棄につきましては、先程申し上げましたように、11月23日から25日にかけて、撤去作業をし、椎茸園管理事務所にて一時保管をしている状況でございます。しかしながら、11月30日、西条保健所から撤去が不十分との指摘を受けており、11月31日、四国中央警察署から投棄現場を保全するよう、市環境部に連絡があったところございまして、投棄場所を保存している状況でございます。2月9日、(有)悠楽技が投棄したものとそれ以外のものに選別いたしたところでございます。今後の対応といたしましては、適正な処理方法による廃棄物処理を行う必要がございますが、産業廃棄物、一般廃棄物等がございますので、処理方法につきましては、ごみの種類、量等を勘案いたしまして、検討していきたいと考えております。

適正な廃棄物処理といたしまして、会社内の処理手順につきましては、現在、(有)悠楽技のごみ処理マニュアルの作成を進めております。今後は、ごみ処理マニュアルに基づき、社内の部門ごとに廃棄物管理責任を選任し、適正な処理を行うと共に社内教育を2月24日に実施したいと考えております。従業員教育についても同様でございます。

ごみ処理方法につきましては、筏津山荘、ゆらぎの森から排出された事業系ごみは、これまで、全部ではございませんが、家庭ごみステーションに出していたという実態がありました。これにつきましては、搬出を停止し、各施設において一時保管させております。廃棄物収集・運搬・処理業者の契約が整い次第、定期収集を実施していきたいということで、今のところ3月から実施できる予定であります。

3 別子木材センターの問題点と対応状況

木材センターについての問題点は、焼却炉、接着剤及びそれを含む排水等の問題が主でございます。

まず、焼却炉ですが、小型焼却炉については、問題点として、焼却炉の構造が焼却室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入できる状況であったこと、県への届出が必要であったこと、年1回以上ダイオキシン類の測定が必要であるが測定していなかったことの実態がありました。2月22日現在に対応できたことは、燃焼中は、人為的に扉を開けることができないよう電磁ロックを取り付けております。また、届出書の

作成内容を保健所に確認していただくため、書類を提出しております。また、ダイオキシン類の測定業者を選定中でございます。

小型焼却炉ミニについては、届出の必要はありませんが、焼却中に廃棄物を投入できる状況、焼却炉の温度測定装置が取り付けされていなかったといった問題につきましては、人為的に扉を開けることができないよう電磁ロックの取り付け、温度測定装置を取り付けるよう検討いたしております。

2月21日から焼却炉の改造に着手しておりまして、2月中には完成する予定であります。改善されれば、適正でありますので、焼却炉の使用を再開するというところでございます。

焼却灰につきましては、センター内に野積にされておりましたが、2月13日にオオノ開発に焼却灰の検体2体を採取していただき、分析を行っております。今後は、分析結果に基づき、適正な処理方法により産業廃棄物処理をおこなってまいります。

帯のこ及び木屑につきましては、説明を省略させていただきます。

接着剤及び含有排水につきましては、従来から接着剤の容器については、酒井興産（株）にて処理を行っておりまして、問題はございませんが、接着剤を塗布する機械の部品を洗った時に出る接着剤を敷地内に穴を掘り、そこで凝固させ、そのまま放置していた実態があり、これにつきましては、自動型の廃液処理機を購入し、処置したいと考えておりますが、稼動するまでの間は、ドラム缶等で保管していきたいと考えております。今後は、2月末頃には、自動型廃液処理機が設置される予定であり、保健所へも適正な届け出を行います。

洗浄に使用している流し台については、特定施設に該当し、県への届出が必要であります。基本的には除けるか、もし設置するのであれば届出をするということで、早急に結論を出し、設置をする場合には、保健所へ届け出をしていきたいと考えております。

4 別子山地区焼却炉調査結果

最後になりますが、今回の焼却炉問題の事案を受けまして、別子山地区全体の焼却炉の実態調査を行っております。地域審議会の委員の皆様は、全てご存知だと思いますが、全部で21の焼却炉があり、黄色の網掛けの部分につきましては、平成14年度に報告したものの10基で、内4期撤去でございます。緑色は、第三セクターの6基、白色が公共施設の5基で、内1期撤去でございます。

まず、問題となる焼却炉についてのみ御説明させていただきます。

先程説明させていただきました、筏津にあります「4番バーベキューハウス」については、

平成 23 年 10 月まで使用しておりまして、灰等の問題を生じさせました。

また、「5 番の筏津山荘」入口の焼却炉につきましては、平成 14 年 12 月以降使用しておりませんが、廃棄をしておきませんので、現存しております。

「6 番一の谷」にある焼却炉につきましては、平成 24 年 2 月まで使用しておりましたが、現在は全て番線等で封印をしておりますので使用はできません。

また、「12 番天皇」の焼却炉につきましても平成 24 年 2 月まで使用していたことが判明いたしております。この焼却炉は、蓋が破損しているため完全とは言えませんが、使用禁止を表示しております。

「15 ゆらぎの森」の焼却炉については、平成 23 年 11 月まで使用しておりましたが、番線で封印しております。

「19・20 番の木材センター」につきましては、先程説明させていただきました、焼却炉でございます。

「21 番木材センター」の焼却炉は、No.19 の大型のものと交換した廃炉が残っておりますので、この廃炉も含めまして記載させていただいております。焼却灰につきましては、産廃で処理済という状況でございます。

以上、両三セクの取締役、尚且つ所属いたします経済部長として、地域の皆様方に御迷惑、御心配をお掛けしましたこととお詫びいたしまして、説明を終わらせていただきます。

【福田会長】

ありがとうございます。

第 2 番目の議題について、本当に詳しく御説明をいただきました。この議題について、御意見、御質問はございませんか。

【筒井委員】

私、別子木材センターの工場長の筒井と申します。

佐々木部長さんから説明がございましたように、木材センターとしまして、このたび、焼却炉等に関する問題を起こし、皆様方には多大なる御迷惑や御心配をお掛けいたしました、誠に申し訳ございませんでした。

これは全て私の勉強不足に起因したものでございます。今後は、このようなことが無いように信頼回復に向け、全力で取り組んでいきたいと思っております。

ここに深くお詫び申し上げます。

【福田会長】

他に御意見、御質問ございませんか。

では私から、この問題を受けまして、地域審議会としても、地域全体の問題として受け

とめまして、連合自治会、支所と連携し、ごみ問題について地域の皆様と十分話し合っ
て、意識改革から初めて、これから先、皆様にご迷惑をかけることのないように、どうかし
ていこうという気持ちでおりますので、今後とも御協力、御支援よろしくお願
いいたします。

他にございませんか。

【和田委員】

(有) 悠楽技は、確かに不法投棄はしていますが、なぜ最初からごみ処理について、業
者をお願いしていなかったのかなと残念です。そこのところが一番の問題だと思います。

【佐々木部長】

おっしゃるとおりでございます。

ごみ処理問題で、先程御説明させていただきましたが、ごみステーションに、ごみをい
くらか出していた事実を私共が聴取できていなかったことと、それまで敷地内に置いてあ
った不法投棄物につきまして、筏津山荘の改築等いろいろな問題がございまして、それを
処分したというようなことから、こういったことに陥ったということでございます。今後、
一般家庭から出るごみと業者から排出されるごみは区別して、費用はかかりますが、適正
なごみ処理を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

【福田会長】

悪いことは悪いので、今まで慣れ合いできていたところも確かにあるので、今回痛烈に
感じました。そこのところは、私も含めてですが、理解しなければならないというのが地
域審議委員全員の意見でございます。

5. その他

【福田会長】

第 2 番目の議題について、特にないようですので、議題 3 番目「その他」に移りたいと
思います。

何か御意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願
いします。

6. 閉会

【福田会長】

特にございませんようですので、以上をもちまして「第 16 回新居浜市別子山地域審議会」
を閉会いたします。

皆様には、長時間にわたり大変お疲れ様でした。

帰りは夜道となりますので、十分お気をつけてお帰りください。

以上を以って閉会した。

19時15分閉議

この議事録が正確であることを証するため、次に署名捺印する。

平成24年 月 日

第16回新居浜市別子山地域審議会

議事録署名人 委員 印

議事録署名人 委員 印